

令和7年3月に高校・短大・専門学校等を卒業  
または18歳年度末を迎える子がいる場合の記入例

※受付年月日 令和 . .

## 監護相当・生計費の負担についての確認書

この確認書は、大学生年代の子を多子加算の対象にするために必要な書類です。  
高校生年代以下の児童と大学生年代の子を合わせて「3人以上」監護・生計がある場合に提出をしてください。

以下は、今回多子加算の対象にする大学生年代の子についてのみご記入ください。

していること（以下「監護相当・生計費の負担」という。）を下記の  
の取消し及び支給済みの手当の返還等に応じます。

（詳細は裏面を参照）

令和7年3月卒業予定の子がすでに印字されています。お名前、  
生年月日をご確認ください。

記

ふりがな 氏名		生年月日				住所					
さど よしこ 佐渡 良子		平成 令和	18	年	4	月	3	日	新潟県新潟市中央区〇〇111番地	住民票の住所を記入してください。	
個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※		通学先（学生の場合のみ）		卒業予定時期（学生の場合のみ）		申立人による監護相当の状況（いずれかに○）		申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）	
123456789241	子	学生・無職・その他		学校名を記入してください。 新潟大学		令和 11 年 3 月		1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）		①生活費（食費、家賃等） ②学費 ③その他（携帯代、バイクの保険代）	
<p>佐渡市外に在住している場合は、必ずマイナンバーを記載してください。</p> <p>令和7年4月以降の進路について記入してください。就職している場合は「その他」を選択してください。</p> <p>学生で、4年生学校以外をご記入いただいた場合は、卒業予定時期に合わせて多子加算継続のためのご案内をお送りしますので、正確にご記入ください。</p>											
個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※		通学先（学生の場合のみ）		卒業予定時期（学生の場合のみ）		申立人による監護相当の状況（いずれかに○）		申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）	
		学生・無職・その他				令和 年 月		1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（ ）		1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（ ）	
ふりがな 氏名		生年月日				住所					
		平成 令和		年		月		日			
個人番号	続柄	職業等（いずれかに○）※		通学先（学生の場合のみ）		卒業予定時期（学生の場合のみ）		申立人による監護相当の状況（いずれかに○）		申立人による生計費の負担の状況（該当するものすべてに○）	
		学生・無職・その他				令和 年 月		1.同居し、日常生活上の世話 2.別居しているが、定期的な 3.その他（ ）			

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 4 月 2 日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）

住所 佐渡市新穂田野沢1111番地

氏名 佐渡 トキ男 (TEL: 080-1234-5678)

児童手当を受給している方(手当の振込口座の名義人となっている方)の住所・氏名をご記入ください。

### ※その他 注意事項※

- ・確認書の内容に疑義が生じた場合は、追加書類の提出が必要になることがあります。
- ・続柄が「子」以外の場合、子の名字と申立人の名字が異なる場合などには、確認の書類が必要です。  
(例) 在学証明書、学生証の写し、送金記録、賃貸借契約書等
- ・その他、記入していただいた内容に変更が生じましたら、速やかに変更のお手続きをお願いします。

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 この確認書は、受給者（請求者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持することをいいます。）する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）及び経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の担当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の合計人数が3人以上の場合に、当該児童の兄弟等について記入の上、提出して下さい。
- 2 この確認書は、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下に掲げる者を除いた者について記載してください。
  - ① 児童福祉法に規定する延長者
  - ② 児童自立生活援助を受けている者（2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。）
  - ③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性生活支援施設に入所又は入院している者（2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。）
- 3 生計費の負担をしていることとは、あなたの収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常的生活水準を維持することができないことをいいます。
- 4 「住所」の欄については、住民票上の住所を記載してください。
- 5 「職業等」の欄については、学生、無職以外の者（有職者を含む。）はその他に○をつけてください。また、学生等がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。
- 6 「通学先」の欄及び「卒業予定時期」の欄については、「職業等」の欄で学生に○をつけた場合のみ記載してください。「卒業予定時期」の欄については提出時点での予定時期を記載してください。
- 7 この確認書を、記載に係る子の18歳に達する日以後の最初の3月31日の到来前に提出する場合には、提出時点における監護相当・生計費の負担の状況の見込みを記載してください。「見込み」には、進学予定先や就職内定先のほか、進学先又は就職先が決まっていない場合の「未定」を含め記載して差し支えありません。